

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2106251 号
令和 3 年 6 月 25 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 3 月 12 日付け令 02 原機（科保）145 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき申請された原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（平成 25 年 11 月 27 日付け原管廃発第 13112714 号）の 2. に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号。以下「試験炉規則」という。）第 15 条第 2 項を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 37 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については、以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請での原子力科学研究所原子炉施設に係る保安規定の変更は、JRR-2 原子炉施設（以下「本原子炉施設」という。）における廃止措置計画の変更認可申請書（令和 2 年 6 月 12 日付け令 02 原機（科保）039 をもって申請、令和 2 年 12 月 24 日付け令 02 原機（科保）109 及び令和 3 年 3 月 12 日付け令 02 原機（科保）147 をもって一部補正。以下「廃止措置計画申請書」という。）に従い、放射性固体廃棄物の管理方法を定めるものである。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第37条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める放射性廃棄物の管理に係る規定が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容を変更するものではないことを確認したことから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

3-2. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

本申請は、廃止措置計画申請書に記載した、放射性廃棄物の廃棄施設として廃棄物保管場所を設置することに伴い、廃棄物の仕掛品を放射性固体廃棄物に変更し、当該放射性固体廃棄物を廃棄物保管場所に保管するとしている。また、放射性固体廃棄物の取扱いに当たっては、既存の廃棄物の仕掛品に関する管理方法を適用するとしている。

規制庁は、本申請について、廃棄物の仕掛品を放射性固体廃棄物に変更するものであり、放射性固体廃棄物の取扱いに関して保安上の変更がないことを確認したため、試験炉規則第15条第2項第13号（放射性廃棄物の廃棄）に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。